

(第一類 第五号)

第四十八回国会

大

藏

委

員

会

議

第

二十一
五号

(三四五)

昭和四十年三月二十五日(木曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 金子 一平君

理事 藤井 勝志君

理事 山中 貞則君

理事 堀 昌雄君

理事 天野 公義君

理事 武藤 有馬

理事 鴨田 宗一君

木村 武千代君

木村 勝輔君

齊藤 邦吉君

田澤 吉郎君

地崎 宇三郎君

濱田 幸雄君

毛利 松平君

渡辺 美智雄君

只松 祐治君

平林 剛君

横山 利秋君

竹本 孫一君

出席政府委員

大蔵政務次官 鈴治 良作君

(主税局長) 泉 美之松君

委員外の出席者

国税庁次長 喜田村健二君

専門員 技井 光三君

本日の会議に付した案件

所得税法案(内閣提出第八八号)

法人税法案(内閣提出第四九号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第七八号)
所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案(内閣提出第一一二一号)

○吉田委員長 これより会議を開きます。

所得税法案、法人税法案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 私の本日の質問は、一、税法と通達との関係、二、税法で認めらるべき会計の方法、三、非課税所得としての旅費の実態、四、法人税法案の第三十七条第六項における時価の概念、この四点にしばり、質問を申し上げたいと存じます。時間の制約がありますから、答弁は簡潔に質問の焦点に対応するようにお願いいたします。

まず第一の課題である税法と通達との関係についてお伺いいたします。私たちは大蔵委員でありますから、わわれわれにはどうすることもできない、文句があるなら国会議員の先生方に言ってくれと、無情にも突き放されてしまいましたという事例がはなはだ多いのです。同僚委員の各位もこの点ではしばしば覚えてあることあると考えます。国税庁長官はまだ見えてないですか。では主税局長に。税法における通達は現在国会のコントロールによらないのだから、かかる逃げ口上を使つてはならぬという、そうした通達をこそ国会議員の名譽のために出すのが至当だと思うが、

これをどう考えますか。国税庁長官の答弁を求めるべきでしょが、泉主税局長からかわってお答えを願いたい。

○泉政府委員 通達の法律的な性格につきましては、もうすでに御承知のとおり国家行政組織法第

十四条第二項に基づく上級官庁から下級官庁に対する訓示、命令でございますので、その拘束力は下級官庁にだけ及ぶのでありますて、それが国民を拘束することはないということでござります。

したがいましても税務職員がその通達に従つてこうなるのであって、もしそれに文句があるなら国会議員さんにというようなことを申すとされば、それはそのようなことを申すべきではありません。したがつて国税庁のほうにおきまして税務職員に、そのようなことを申して言ひのがれですることを訓示すべきものだと考えます。

○平岡委員 泉さんから明快な答弁をいただきまして、要するに事実はいま回答のあったとおり、現在税務通達に対して国会のコントロールが及んでおらずに、国民は長官の制定した通達によって直接拘束されて、税金を払わされておる。通達は下部機関及び部下管理だけを拘束すると言われるが、実態は下部機関を越えてほとんど一〇〇%納稅者を拘束しているのが現状であります。国民大衆はまことに希有な例外として裁判所に仲裁を求めたときにのみ通達の拘束から解き放たれるにすぎないのであります。しかしながらこのような税法と通達との関係、言いかえれば議会と通達との関係は異常きわまるものでありますて、民主的近代国家にあつてはその例を見ないものであります。一昨日來、本委員会の質疑応答の中で、日本

の通達に相当するアメリカのレベニュー・ルーリングは、国会における公式解釈を用語もそのままに的確に反映し、国会の通達に対するコントロールは、米国においては完璧であることが理解されたのであります。米国においては、國税庁の通達は税法上に正当な位置を与えられ、かつ年に一度国会に上程して正式にその承認を求めなければならないことが明定されておるわけであります。必要とおぼしめす方は、英國の所得税法第六十六條を御照覧願いたい

のであります。また西ドイツにおいては、所得税及び法人税は、各州政府の管轄するところでありまして、西ドイツ連邦財務長官の制定する通達、これはドイツ語でリヒトリニエン、翻訳して解釈指示ともいべきもの、つまり通達は、連邦基本法の第八十四条二項、第八十五条の二項及び第百八条六項によって、各州議会の承認を得なければ施行できないことになっており、ともに国会によるコントロールはこれまで完璧です。ひとりわが国のみは、異常にも税法と通達との間に法律構造的な連携がなく、通達は国会のコントロールを離れて、独善的に官僚の恣意のままに制定されているのが現状であり、民主的税制からほど遠い封建性と後進性の中にとどまっているわけであります。今日の税務当局者は、洋服は身につけ、そして六法全書を小さきにかかえ込んで、モダンスタイルではござりますけれども、その法的構造から見た実態といふものは、前時代的なものがあります。佐倉宗五郎を奮起せしめた時代の代官様と、さしたる違いはないときめつけられてもいたしかたがないであります。事ここに至らしめたことにつきましては、国会側にもその責任がないわけではないと思います。したがいましてここで質問はただ一つでございます。

まず大蔵省当局は、この封建性と後進性を脱却する改正点が今回の税法案に皆無であることを認め、再改正をすぐにも手がけ、この法律構造上のギャップを埋める熱意があるのかどうか。主税局長及び国税庁長官代理喜田村さんから、あわせ御答弁をいただきたいと思うのであります。主税局长が一昨日、当委員会すでに答えておりますがごとき、通達の制定後に單に資料として大蔵委員にそれを配付することをもつて能事足りりとすがごときは、問題のすりかえにはなりませんのであります。通達に税法上の地位を与えることと、通達をして国会のコントロールに服さしめることを、法的構造として確立する考え方の有無を聞いておるのでありますから、これに焦点を合させて明確な答弁をお願いしたいのであります。

す。

○東政府委員

先般お答えいたしましたように、外国で通達についての法的構造がどういうふうになつておるか、私、あまり詳しくは存じておりませんけれども、ただいまお話をような各国の例の中でも、イギリスなんかがそうでござりますけれども、税法の中に規定されているというおことばでございますが、イギリスの所得税法の中においては、まず第一に税務官庁の組織権限についての規定、日本でいえば行政組織法に関する規定が所得税法の最初のほうにござります。ちょうどイギリスの所得税法の六十六条の規定というのは、わが国の行政組織法第十四条第二項の規定を税務官庁について特別に規定したものでございまして、そ

ういう意味ではわが国では法体系が違つております。ただそういう通達制定権限の規定はそういうことでござますが、それではそういうふうにしてでき上がった通達が、国会との関係でいかに國

会のコントロールのもとにあるかにつきましては、私はまだそれはほづまびらかにいたしております。これらの点につきましては、なお諸外国の例なども研究いたしましたし、今後のわが国の方について検討いたしたい、このように考えておるのでござります。

○平岡委員 熱意があるかどうか。

○喜田村説明員 いま申し上げたとおりございました。したがいと熱意を持つておるわけでございまして、各国の事例もよく研究いたしまして、検討いたしたいという熱意を持つておるわけでございました。

○平岡委員 いま申し上げたとおりございました。したがいと熱意を持つておるわけでございました。そこで、まず第一に税務官庁長官代理喜田村さんから、あわせ御答弁をいただきたいと思つます。

○喜田村説明員 いまの法体系の位置づけにつきましては、いま主税局长から答弁申し上げたとおりでござります。それでわれわれ実務担当者として見て、はたして現在のやり方で非常に弊害があるかどうか、害害が生じてきておるかどうかといふ問題、それをなくするためにどういうような保障があるかという問題が、われわれとして答弁を聞いておるのでありますから、現在御承知のように協議団で審査事業を審査いたします。協議団ももちろん税務官吏でござりますから、国税庁長官の訓令に拘束されるわけでございます。しかし第三者的な立場で審査をするという協議団の性質からしておかしいということで、現在国税庁協

質問の中に、事後に出してあるということは全然意味がないから、事前に出せというお話がございましたが、現在われわれといたしまして事後に委員会に提出いたしまして、もし御意見があれば

だいたとあまり差のないような方法を保障しようといたしております。またそれはどうして事前では悪いかという問題があるだろうと思います。

ではほんと実質上事前に御意見と御審議をいたしましたように内部の職員を拘束する訓令であるといたしておられます。またそれはどうして事前では悪いかという問題があるだろうと思います。

○平岡委員 御答弁は現状に拘泥しがちでございません。されども即刻出すように努力をいたしておるわけですが、なかなかその審議あるいは納税者の意見を聞く、あるいは業者団体の意見を聞く、そういうようやり方をやつていきたく思つますので、通達が出るのが非常におくれるということがござりますので、なるべく早く出したいと

いうことのために、一応こちらで通達として出させていただいて、あとでの御審議で御批判いただくというようなやり方をやつていきたく思つます。それが実現するまでにいろいろなことを経たいために、一度こちらで通達として出させておらぬということと、それについて猛省を促すとの見地からいたしておきます。

○平岡委員 御答弁は現状に拘泥しがちでございません。されども即刻出すように努力をいたしておるわけですが、なかなかその審議あるいは納税者の意見を聞く、あるいは業者団体の意見を聞く、そういうようやり方をやつていきたく思つますので、通達が出るが非常に遅れるといつた

ことと、それが原因で通達として出さざるを得ないことがあります。それでその間にかけまして、私の言わんとするところを味読の上、今後の対策、方針を謙虚に立てていただきたい。このことを強く要請いたしておきます。

次回の質問に移ります。等二の課題は、税法で認められるべき会計の方法についてでござります。金利引き締めの昨年からことしにかけまして、中企業に多大な犠牲を生じ、毎月四百ないし五百の割合で倒産が相次いでおります。しかもそのうちの多くの部分が黒字倒産に属するものと聞いております。私は倒産要因の一つとして、税制が伏在していると考えるものであります。すなわちわが国の税法における発生主義会計方法、換算すれば権利義務確定主義の会計方法が危殆に瀕した中

小企業に追い打ちをかけ、この惨状をもたらしていると考えるからであります。御承知のとおり国税、地方税を合わせて、わが国の法人は概算五〇%の税金を払っているものであります。一方において親企業の下請企業に対する支払いは極度に遅延をいたして、結果としてこの高率の税金が実質上は前取りされている形となっていります。その理由は、わが国は欧米諸国と異なり、原則として現金主義会計方法を認めておらず、発生主義会計の方法によつておりますので、いかに支払いが遅延しても売買確定の時点で収益に計上せざるを得ず、売り上げ代金が入金せざるまま、税金だけは容赦なく前払いさせられているからであります。そこで質問でございますが、会計方法に関する欧米諸国の税制はどうなつてゐるか、泉主税局長からまずお答えを願いたい。

○泉政府委員 会計につきましては、御承知のとおり税務会計と企業会計とございますが、最近における企業会計の状況は、おこぼではございませんけれども、それぞれ発生主義会計というのが会計の基準になつております。従来のごとき資本主義の発達の初めの段階におきましては、現金主義会計といふようなこともございましたけれども、最近は発生主義会計が会計学自身においてもとりれておるところでございます。したがつて歐米諸国のおきまして、原則として発生主義会計に基づいて、所得及び費用を計算するということがなつておるのでございまして、収入、支出とも発生主義で計算いたしますれば、いまお話しでございましたたけれども、そこに収入と支払いとそれが発生主義でやつていくわけでありますから、別段差しつかえはないよう考へておるのであります。

○平岡委員 泉さん、そのあなたのお答え、間違

いはございませんか。

○泉政府委員 欧米各國の税法では発生主義が原則になつております。ただ特定の場合に現金主義を選ぶ場合には、現金主義を認めるというような

事例はござります。

○平岡委員 あなたのいまの所論に承服できませんでした。あなたに用意がないようありますから、時間節約のために私のほうからかいつまんで申し上げたいと思います。

まず米国税制におきましては、内国歳入法第四百四十六条C項で現金主義を認めています。それから英國税法では、一九三一年租税判例第三百二十五条國税局モリソン事件で現金主義を認めて今日に至っております。それから三番目にドイツ税法におきましても、地方所税法施行規則第四十一条第二項でこれを認めております。オーストラリア税法では、特定会計方法の表示なく現金主義を認めております。またインドの税法におきましては、所得税法第十三条で恒常的採用を条件として現金主義と発生主義との選択とともに認めております。メキシコ税法に至りましては、税法に明文なきも、大所得者は発生主義、小所得者は現金主義の慣行が行なわれておるわけであります。そういうわけでありますから——もつとも泉さん、逃げ道が一つある。原則的には発生主義をとつておると強調されました。現実は各国とも納税者のオプションを認めている。これが現状なんです。

さて、今回の改正にあつては、政府はむしろ発生主義会計方法に従事するがごとき方法をとつております。たとえば所得税法改正案第三十六条の一項のごとき、中小零細企業の経理事務能力とやりくり能力とを全く無視した発生主義会計方法を採用してはばからないわけであります。時代的感覚、日本の中小企業者の置かれた窮状、こうしたこと題に一片の同情だに持ち合はずないと私は糾弾せざるを得ないのであります。私はこの改正案の中に、少なくとも納税者の会計方法に関するものであります。現金主義会計方法をあえて不採用とした理由は何であるか、重ねてお尋ねをいたします。

○平岡委員 先ほど申し上げましたように、收

入、支出ともに発生主義でやつていきますれば、

結果的には収入、支出を現金主義でやつしていく場

合と、さして変わりは出でこないわけございま

して、要するにもし収入のほうだけ現金主義で費

用のほうだけ発生主義でやるというやり方でやれ

ば、ずいぶん違つてしまりますけれども、収入、

支出とも発生主義なりあるいは現金主義でやつ

いく限りは、両者の間にさして違いは出でこない

というのが会計の考え方でございます。したがつ

て今回の所得税法の改正につきましては、収入、

支出につきましては事業所得を主として念頭に置

いて規定を設けました。従来事業所得につきまし

ては、権利確定主義と申しますが、発生主義を原則

といたしておりますので、このようになつてお

るわけでございます。なお、そういう発生主義を

とつた結果一番心配になりますのは、収入が権利

確定で発生はいたしておりますけれども、現実に

キャッシュとして収入に入つてきておらないとい

う場合、納税が困難になるではないかという点で

ございます。この点につきましては、御承知のとおりそういうことで納税が困難になれば徴収猶予の制度がござりますし、それによって納税者が困るということを救うようだときておられますので、

その点は御心配はないことと存じております。

○平岡委員 全官僚的答弁ですよ。中小企業の現状はそういう事態ではないということ、私は強くこの点の改善を要求します。

○平岡委員 このことを訴えたいと思います。ただいまの答弁

次の質問に移ります。第三の課題、非課税所得

としての旅費の実態について質問をいたします。

國税庁のほうにお尋ねしたい。

所得税法第九条は非課税所得を規定しています

けれども、その第一項第四号の旅費条項が大幅に

改正されようとしているので、質問をするわけであります。まずこの改正案は、わが国で初めて所

得税法の明文に「旅行について通常必要であると認められるもの」との文言を採用したが、この文

言は、先進国の中、米国の内国歳入法第百六十二条A項にしかない文言であります。英國、

ドイツ、スウェーデン等の税法には全くない文言であります。政府は、米国税法と同一の用語を用

いることによって、米国と同様に、わが国にも旅

費の厳格な実費精算主義を採用する考え方である

かどうか、お尋ねします。

○泉政府委員 この点は、アメリカは御承知のとおり、必要であるというものに限つておりますた

めに、たとえば給与所得者につきましても、旅費

の精算を要求いたします。しかしわが国に

おきましては、そこまで徹するつもりはございま

せん。ただ先般來、いろいろ課税上問題になりま

したときに、旅費は、現行法では非課税所得に

なつてゐるから、旅費という名目を使って、通常

要するより非常に多額な金を旅費という名目で支

給することによって、これが非課税所得なんだ

とおきましては、そこまで徹するつもりはございま

せん。ただ先般來、いろいろ課税上問題になりま

したときに、旅費は、現行法では非課税所得に

なつてゐるから、旅費という名目を使って、通常

要するより非常に多額な金を旅費という名目で支

費をこえない場合に限る」。こういうふうに書かれておるわけです。わが国の所得税法が旅費を純粹に実費弁償の角度からとらえるならば、納税者の誤解を一掃するため、この西ドイツの所得税法にならって、実費をこえない場合に限るとのただし書きをなぜつけないのか、説明せられたいのです。

○県政府委員

おことばでございますが、旅行について通常必要であると認められるものという趣旨は、いまお話のようにドイツの規程の実費の範囲内に限るのだという趣旨と同じ趣旨をあらわしておるものと私どもは解しております。

○平岡委員 そう解釈しているとおっしゃりたいことはよくわかります。しかし実際にはただし書きがつけられないのだというものが実態ではないかと思うのです。言いかえますと、羊頭狗肉はお気に入れるかもしませんが、それがむしろ実態だ。なお言いかえると、定額主義というものでありますね。定額主義が敵としてあるからです。その定額主義の対象は、旅費規程を設けておる大企業、それから特別職を含む国家公務員、この場合のみは定額主義となります。あなたのおっしゃりたいのは、法のたてまえとしては実費弁償主義をとっているのだということ。そのたてまえというものが、どうしてもいま申し上げたような大企業とか特別職を含む国家公務員というところは、よけて通つて、たてまえがたてまえでなくなつているのだ。たてまえが強要されるのは中小企業者関係ですね。だからその点にわれわれは問題があると考えておるわけなんです。ですからむしろこの際は、ドイツのただし書きのように明定さるべきだと思って、そのことを申し上げたいのです。法のもとに万民平等の原則に私はもともと向措置だと言わざるを得ないとすら思つております。こういう問題があるところですから、明定す

るなら明定をさるべきでありまして、あたかも羊

頭狗肉と私は申しましたが、実費弁償主義をとるのだとしいながら、たてまえとしてはこれをとると言なながら、定額主義というものを温存してい

る、この点は私はまずいと思うのだ。泉さんから最後の御所見を承つて、この問題のケリをつけたいと思うのです。

○県政府委員

お話のとおり旅費の支給をする場合に、各会社、これは中小企業も含めてあります。が、それぞれ旅費規程というのを設けておりまます。この旅費規程というのは、大体沿革的に国家公務員の旅費規程というものに準じて、それぞれ会社がつくられております。そこでお話のとおり、定額支給されている部分につきまして、一等地こういう宿泊料のところへ泊まるという前提で定額が出てるわけですが、一等地行かなくて二等地行つた場合にはその間浮くではないか、それはいろいろござります。しかし税法でそこまで実費精算主義をやかましく言うのは、執行上非常に困難でございます。一応定額主義でやつていく。しかしその定額でも、その旅行に通常必要な範囲をこえて著しく多額の定額を支給して、そして旅費という名目であるから非課税規定に該当するというような主張をされるのを防ぐ意味におきまして、旅行について通常必要であると認められるものという範囲に限られるのだと、いう趣旨を明らかにしておるのであります。定額で支給してあれば、どんなに多額でもいいという意味ではございません。そういう意味では実費弁償主義というたてまえをとつておる。ただお話のように実費を厳格に実行して、実費をこえる部分については精算的に課税すべきだという、これは一つの御意見だと思いますけれども、税務の執行でそこまでやることはあまり適切でないという考え方であります。したがつて繰り返して申し上げますが、定額の部分が通常必要であると認められるものの範囲をこえて著しく多額にきめられておりますものにつきましては、たとえ定額であっても、それは否認するということになるわけ

あります。

○平岡委員 抽象的議論でおわかりにくい点があり、内容を見ますと「著しく低い価額の対価で」、「資産の譲渡があった場合においては、その譲渡の時における価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する」とことあります。この限りでは問題はございません。ところで法人税法の改正案を見ますと、その第三十七条の第六項に、今回初めて譲渡のときにおける価額に比して低いときは否認する旨をうたつておるわけであります。立法論として所得税法と法人税法とは同一事項について相対応すべきであるのに、片や所得税法では否認の基準として時価に對して著しく低い価額を要件としたしておるのに、他方法人税法では単に時価に對して低い価額をもつて要件としたしております。御承知のように、所得税法の基本通達におきましては、著しく低い価額とはおおむね時価の二分の一以下の価額であるという旨の定まりがありますが、今回なげ法人税法における否認の基準を、單に時価に比して低い価額としたのであるか、疑問なきを得ません。私は明らかに事務的ミスと思うのでありますけれども、「著しく」という文字が印刷の途中で脱落したのではないか、お尋ねをいたす次第であります。

○県政府委員

普通支度料という場合は、外国へ行く期間と、いうものによって支度料というのかきめられるのが普通でございます。したがつて私はだ寡聞にして、そのお話の火災保険会社の支度料見ましたが、重役さんが妻を帯同する場合の支度料は六十万円、帶同せざる場合の単独の場合は四十万円、こういう規程があり、そのとおり支給され、課税対象になつておらぬ。ですからこのくら

り、内容を見ますと「著しく低い価額の対価で」

「資産の譲渡があった場合においては、その譲渡の対象にもなるし、それから無償譲渡として譲渡所得課税の対象になる。そこでそれを免れるためにやや低い価額であるけれども、一応対価を受け取つたというようなことにして、譲渡所得の課税を免れようとする傾向が出ておりますために、そのういう時価に比べましてその半分以下で譲渡した場合には、それはやはりみなす譲渡所得の課税の対象にはなるのだということを明らかにしておる所であります。ところで今般法人税法のほうでこの三十七条六項の規定を設けましたのは、寄付金ということを今度新しく定義を設けたわけであります。第五項に寄付金の定義があるわけであり

ますが、そこで法人がその持つておる資産あるいは経済的利益を他の者に供与したという場合におきまして、その譲渡あるいは供与の対価を受け取ったとかりにいたしましても、実際の価額よりも低い価額の対価しか受け取っておらなければ、時価とその対価との差額は寄付金になるのだということをあらわしたわけあります。所得税の場合はございまして、別段著しく低いことを要しないのであります。時価と受け取った対価との差額は寄付金でありますといふことをあらわしておるにすぎないのであります。したがいまして別段事務的ミスで著しく低いといふことが落ちたといふものではございません。

○平岡委員 一般論としては、シャウブなんかのキャピタルゲインを重課するということは、シャウブを

ウブの勧告にもないわけであります。シャウブを持ち出さなくともいいのですが、ですからこれは少くとも同一でなければならぬと思います。所

得税のほうでしたら二分の一以下に申告しなければそれが通るのですよ。今度は法人税のほうの場合には、ちょっとでも時価より低ければ否認され

て、課税されるというのですから、おかしいぢやないですか。

○泉政府委員 これは考えようかもしれませんけれども、個人と違いますて、企業

いふことまでして、譲渡の課税をする必要はないだらう。ほんとうに安い値段で売るといふことにつきましては、いろいろな個人的な事情があ

るわけでありますから、そこまで追及して時価の半額以上の対価を受け取つておるときまで、安い

価額で売つたのだから譲渡所得の課税をしなければいかぬのだという必要はない。ところが法人は

企業体計算を正確に行なうべきものでありますから、その資産を譲渡したりあるいは経済的な利益を与えました場合に、その時価との差額がありましても、それは寄付金の中に含まれる。もっともすれば、それは寄付金の中に入りますかその場合におきましては、その対価の額と当該時価との差額のうちに実質的に贈与または無償の供与をしたと認められる金額という限定がもう一つ入っておりますから、資産の譲渡あるいは経済的な供与をいたしました場合の状況によりまして、実質的に贈与あるいは無償の供与であると認められる範囲がどのようになるかは、これはそのときの状況等によりまして、いろいろ事情によって変わってくることと思つております。

○平岡委員 脱落でないという答弁である限り、私はあなたの所説を必ずしも容認するわけにはいきません。これはもつと謙虚にやはり再検討しなければならぬことだと思います。

○吉田委員長 もう一回ちょっと……。

そこで委員長にお伺いしますけれども、法案通過の前に時価の問題につき、理事会におきまして

所得税法、法人税法の一様性を保つために、協議をされたいことを要望いたします。

○平岡委員 法案の通過の前にもう一回理事会で、当局者を含めて協議をしていただきたいと思

うのです。法人税法と所得税法はともに日本の税法でありますから、その一様性を保つためにも、私はこの二様性のあることに対しても承服しかねます。したがいまして理事会におきまして、この法案通過の前に協議せられることを要望いたしました。

○吉田委員長 お答えいたします。理事会で御相談ができるかどうか。できれば質疑の過程において、その点を御究明いただくようにお願いを申し上げておきます。

○平岡委員 法案通過をじやますするつもりは私

の内包がなければならぬと思うのです。それで微

税の目的のために、相続税は相続税としての立場がある、これはあまりひどいことはやつてはいか

ねという考え方があるならば、その時価といふものを固定して、概念的に統一して、その時価の二

ほどということになりましたら、次の早い機会に、それは固定資産税の目的のために設けられておる一定の評価額でありまして、これは必ずしも市場価格と同一でございません。したがつて普

通にいう時価、税法でいう、時価ということとは使われておりますけれども、税の目的がそれぞれ違いますために、評価額として出ておるものが必要です。それは機会を見て、理事会で相談いたしま

して、委員長の御裁断に服したいと思っております。

○吉田委員長 わかりました。お答えいたしま

す。では次の質問に移ります。一体時価とは何かという概念規定についてであります。時

価とは具体的に何であるかをまずお答えを願いたい。私が言うのは、世間話の時価という取り扱いのないものではない。税法で言う、法律の世界で

の時価とは何かをお聞きするわけであります。たとえば裁判官が被告をさばく場合には、なまの事実からは裁判をしない。調書等の法律事実の世界

からその判定を下すわけですから、税における時価の概念は当然世間話の、あそこの土地は幾らす

る、あそこの土地はえらい上がつたというような

な、そうした取りとめのないものではないはずであります。したがつて、法律の世界での、税法の世界での時

価は何かということについて、ひとつ概念規定を

していただきたい。

○泉政府委員 時価はいわゆるフェアマーケット

プライス、公正なる市場価格というものが時価でございます。したがつて取りとめのないような世

間話でなくして、実際市場において売買が行なわれ

る場合の当該価格ということをございます。

○平岡委員 あなたの御答弁では全く満足できま

せん。では、もっと具体的にお尋ねいたしました。

○泉政府委員 あなたの言われる時価は、固定資産税にかかる

台帳に載せられている台帳価額そのものといかな

る関係に立つか、御答弁を願いたい。また相続税

法における時価は一体何であるか。国税庁はその

時価算定の通達を出しているはずであります。秘

密に出しているはずであります。あわせ御答弁を

願いたい。

○平岡委員 私の考え方では、同じ概念からは同一

の内包がなければならぬと思うのです。それで微

税の目的のために、相続税は相続税としての立場

がある、これはあまりひどいことはやつてはいか

ねという考え方があるならば、その時価といふも

のを固定して、概念的に統一して、その時価の二

分の二をかけるものとするとか規定すれば足りる。大体ものさしのほうを動かしてはいかぬです。ものさしはそのままに置いて、その何倍にするとか、何分の一にするとかいう規定ならわかりますけれども、相続税法は相続税法、地方税法は地方税法、それからいま言うた所得税法、法人税法、これはまるで初めから二分の一以下にするか二分の一といふのは基本通達にあることなのですが、著しき低い価格、片や低い価格、まるで時価概念が混迷錯乱といいましょうか、收拾がつかなくなつております。私はこれでいいのかと非常に疑うものであります。時価の概念がほんとうに混乱し切つてゐるといふことは、私はあなたのほうの努力が足りぬと思うのです。日本の税法が統一的である限りにおきましては、その用語は所得税法であれ、法人税法であれ、相続税法であつて、はたまた地方税法であれ、同一の意義を持つべきであります。たとえば時価といふ場合にはその概念の内包は、すべての日本の税法に共通であります。これが基礎的な法律常識であります。ところで日本税法で明確に時価を規定している条文が、ただ一ヵ条存在する。むろん御承知のことございましょうが、それは地方税法第三百四十一條第一項第五号であります。明確に時価の概念規定をここでしているわけであります。すなわち土地については土地課税台帳価額、家屋について家屋課税台帳価額を、適正な時価と規定いたしてあるわけであります。これはもつて法人税法に及ぶべきものであると私は考えます。わが國の法の一義性は守らなければならぬと思ひます。ここに改正法案の法体系がスタートするにあたりまして、法律用語の一義性を貫く意味で、明確に時価概念の内包を重ねてお示しを願いたい。あるいは将来かくあるべきだという御意見があるなら、あわせてお示し願いたいのであります。

○泉政府委員　おこぼではございますが、地方税法の固定資産税の課税標準である場合の土地の価額あるいは家屋の価額というものは、これは台帳

課税でございまして、三年間は動かさないといふ前提のもとにできているものでございますから、これがすべての税法の基準になる時価であるべきだという御見解には、承服いたしかねます。時価は再取得価格であるとか、あるいは現実可能価格であるといふ考え方もあります。あるいは正味実現可能価格であるといったようなのでありまして、実現可能価格という場合は、物を売る場合、これもその物を売ることによつて実現する価格、これが時価であるという解釈もあります。それから正味実現可能価格というものは、売る場合の価格から販売費を控除したものが正味実現可能価格である。それが時価であるというような概念の場合は、いろいろござります。

そこで税を課税する場合、売る場合の価格が基準になる場合がございます。あるいは資産を買つた場合に、その帳簿に記帳する場合の仕入れ価格が問題になるときは、これは再取得価格というようなること。したがつて時価の概念について、やはり売る場合、仕入れる場合、売った場合に所得を計算するというようなことで、いろいろ概念が違つてこざるを得ない。お話をのように税のほうで同じことばを使っておるなら、その内包は同じであるべきだ。これは望ましいことだけは存じますけれども、先ほど申し上げましたように、課税の目的が違いますと、同じことばを使っておりましても、片一方は据え置いておく、三年間は動かさないといふような場合と、そうでなくて、そのときの時勢に応じて時価の内容が変わつたものにならざるを得ない課税の場合、これはやはり違わざるを得ないのであります。経済状態なども落ちついて、三年たつてもその時価が変わらないというような事態になりますれば、これは別でございませんけれども、そうでない限りは、時価の内容が

違つておるということはやむを得ないことは思ひます。しかしながら将来、そういう安定した経済状態になつて、税法に使っておる時価といふことは、望ましいことだと思ひます。

○平岡委員　泉さんのいまおっしゃられたいろいろな例のうち、商品の時価とか、それは論外なんですね。そういうものは論外としてください。ぼくが言うておるのは、大体固定資産、そのことについて申し上げておるつまでもあります。それから正味実現可能価格でありますと、物を仕入れる場合の仕入れ価格のほうから見た時価である。そういうふうに時価の概念にはいろいろございます。

そこで税を課税する場合、売る場合の価格が基準になる場合がございます。あるいは資産を買つた場合に、その帳簿に記帳する場合の仕入れ価格が問題になるときは、これは再取得価格といふようなこと。したがつて時価の概念について、やはり売る場合、仕入れる場合、売った場合に所得を計算するというようなことで、いろいろ概念が違つてこざるを得ない。お話をのように税のほうで同じことばを使っておるなら、その内包は同じであるべきだ。これは望ましいことだけは存じますけれども、先ほど申し上げましたように、課税の目的が違いますと、同じことばを使っておりましても、片一方は据え置いておく、三年間は動かさないといふような場合と、そうでなくて、そのときの時勢に応じて時価の内容が変わつたものにならざるを得ない課税の場合、これはやはり違わざるを得ないのであります。経済状態なども落ちついて、三年たつてもその時価が変わらないというような事態になりますれば、これは別でございませんけれども、そうでない限りは、時価の内容が

そういう取り組みをせひしていただきたいのです。

私は、こうすることを申し上げるのは、結局相続税法においては基準通達、これは秘密通達ですね。相続税の基準が国税庁から示されておる。議会は知らぬことですよ。それと同様に、所得税における時価の概念もめちゃくちやである。そういうことになると、あなた方が神さまであるといふ前提に立つて、国民の財産自身が評価される、こうすることは私はけしからぬことだと思ひます。そういうことですから、あなたの陳弁といたしまして、この点につきましては徹底的な検討をさらに加えていただきたいであります。問題が明確にされないまま、従来どおり通達に逃げ込まれたのでは議員の職責がつとまりません。私は理事会の場におきまして、法案通過の前に、さきと同様な決着をつけて当委員会に報告をし、承認を求める処置をお願いしたいわけですが、しかし先ほどと同じようなことですから、これまた委員長におかれ、税の小委員会等において、きわめて積極的にこの問題を取り上げていただく、こういう御处置をぜひお願いいたします。たゞ出先機関がかつてに判定するよりは、私はよほど正確だと思うのです。ただその尺度でやっていいのでは、どうもちょっと税の微収上ぐあいが悪いのです。たとえば相続税のほうはそれでは少し酷過ぎるからというのなら、相続税法は、固定尺度の台帳価格の何分の一にするとか、あるいは片方譲渡所得税の場合には、家屋はまあまあそれでよろしい。土地の場合においては、この行政地区において、土地の場所においては、この行政地区において、という分け方をすればなお親切ですが、それを尺度の二倍にするとか、そういうふうにすればいいわけです。だから尺度それ自身は固定すべきだと思うのです。固定といつても、いま言った三年間ごとに流動していくつもかまわないのですけれども、その基準尺度はどこかに置くべきだと私は思います。日本税法の概念規定において多様性があるというのはうまくないと思うのです。ですから御答弁は御答弁として、いまこの場で間に合うことではありませんけれども、時価について

のであります。同僚諸君及び大蔵省の当局者にこのことを強く要請いたしまして、私の本日の質問を終わりたいと存じます。

○吉田委員長 横山利秋君。

○横山委員 同僚諸君から繰り返し言われておりますように、いま審議をいたしておりますこれら法律は、きわめて膨大かつぎわめて細目にわたり、とうていこの短い時間の間に、われわれ国会議員としての職員を尽くし得るまでの時間がありません。ずいぶん問題を残しながら、われわれは審議を進めざるを得ないといふ点について、まことに残念なことであります。私が限られた時間で質問いたします問題もきわめて多岐であります。が、ぜひひとつ核心をついた御答弁をいただきたいと思います。

まず政務次官からお伺いをいたします。法人税法案第一条 趣旨であります「この法律は、法人税について、納稅義務者、課稅所得等の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納稅義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。」とあります。あらためて考えるまでもないのですが、税法の歴史といふものは、私が言うまでもなく、人民が血潮によってかえた法律であります。その意味においては、税法はこれ以上取ってはいけないという法律でなければならぬ。収稅官吏並びに政府が取れるという立場ではなくて、これ以上取ってはならないという立場において、その目的並びに趣旨が貫かれなければ、租稅法定主義の原理というもののは生まれてこないと思うであります。私は、この趣旨並びに目的が、いわゆるこれ以上取ってはならないという立場でなくして、政府の便宜、収稅官吏の便宜によつて書かれておるという疑いを第一條は反しておると私思いますが、政務次官の御意見を承りたい。

○鐵治政府委員 この条文の趣旨は、いま横山委員が言われたとおりだと思います。ただここに義務と書いてあるから、義務の履行をしいるものと第一條は反しておると私思いますが、政務次官の御意見を承りたい。

○横山委員 いま政務次官のおっしゃったのは、あたかも国民の納稅義務といふうに私には聞こえたからであります。私が言わんとするところについては、政務次官も同意でございますが、つまり税法はこれ以上取ってはならないという立場が貫かなければならぬという意味においては、同感でございます。

○鐵治政府委員 もちろんそうでなければならぬと心得ります。

○横山委員 それにしてはこの第一条は、その主張、その原理といふものに、矛盾をしておるといいますか、別な立場をとつておる。國の徵稅をする便宜、収稅官吏の行政上の便宜という考え方があふれ過ぎていはしないか。どう思いますか。

○泉政府委員 この第一条の趣旨は、所得稅法も法人稅法も同じでございますが、この法律で規定いたしております事柄の範囲をあらわしておるものでございます。昨日どなたかに申し上げました、この法律は法人稅についてどういうことを規定しておるかと申しますと、納稅義務者はどういう法人であり、課稅所得の範囲はどうであり、税額の計算の方法はどうであり、申告、納付及び還付の手続はどうなっているか。同時に、法人稅の納稅義務の適正な履行を確保するための各種無申告加算稅であるとか、過少申告加算稅であるとか、あるいは重加算稅であるとかいった事柄、さらにその納稅義務の適正な履行を確保するための

お考えになつたかもしませんが、義務といふことは憲法上書いてあります國民の義務でございまして、國民の義務を適正に行なう——適正に行なうということは、無理な取り方をしない、このことと同一であると私は信じますが、どうぞそのつもりでお願いいたします。

○横山委員 「その納稅義務」の「その」とは、しかばね何ですか。

○泉政府委員 「この法律は、法人稅について、と上に書いてありますから、「その」というのは法人稅の納稅義務のこと、こう読むわけであります。

○横山委員 あくまで鐵治さんに御返答を求めたわけであります。そのことはもう憲法の趣旨を受けておる。この法人稅法で規定しておるのではありますから、そこで税法はそういう憲法の趣旨を受けておる。これは、法人稅についてのこういう事柄でありますといたことだけをあらわしておるのであります。もしく思想的な内容、國民は税法が定めるところ以上のものを負担すべきものでないし、またそれを免かれなければならないというような趣旨をあらわす感でございます。

○鐵治政府委員 もちろんそうでなければならぬと心得ります。

○横山委員 それにしてはこの第一条は、その主張、その原理といふものに、矛盾をしておるといいますか、別な立場をとつておる。國の徵稅をする便宜、収稅官吏の行政上の便宜という考え方があふれ過ぎていはしないか。どう思いますか。

○泉政府委員 この第一条の趣旨は、所得稅法もある。それが分野と憲法の間にもう一つあるべきだという考え方を私は持つておるわけです。憲法のもとに税法がある。その税法は、所得稅法も同じでござりますが、この法律で規定するべきだという考え方を私は持つておるわけです。それはいわゆる思想的なといふことばの表現に多分野がある。それぞれの分野と憲法の間にもう一つあるべきだという考え方を私は持つておるわけです。

○横山委員 あくまで鐵治さんに御返答を求めたのであります。泉さんの言うその必要がかりにありとすれば國稅通則法だという國稅通則法の納稅の義務といふことは憲法上定められておる事でありますから、これはもうだれも否認することは不可能です。憲法のもとに税法がある。その税法は、所得稅法も同じでござります。したがって税法は、所得稅法、法人稅法、國稅通則法等々とそれぞれ分野

いたしております。事柄の範囲をあらわしておるものでございます。昨日どなたかに申し上げました、この法律は法人稅についてどういうことを規定しておるかと申しますと、納稅義務者はどういう法人であり、課稅所得の範囲はどうであり、少抵抗を感じざるを得ないのであります。根本原則とこの税法定主義の原則、その考え方、その原則に基づく規則としておるかと申しますと、納稅義務者はどう

規則としておるかと申しますと、納稅義務者はどういう法人であり、課稅所得の範囲はどうであり、税額の計算の方法はどうであり、申告、納付及び還付の手續はどうなっているか。同時に、法人稅の納稅義務の適正な履行を確保するための各種無申告加算稅であるとか、過少申告加算稅であるとか、あるいは重加算稅であるとかいった事柄、さらにその納稅義務の適正な履行を確保するための

罰則の規定であるとか、そういう事柄を規定する、こういうことを言っておるわけでございまして、横山委員のおっしゃるよう税法は國民に対する國の義務を適正に行なう——適正に行なうということは、無理な取り方をしない、このことと同一であると私は信じますが、どうぞそのつもりでお願いいたします。

○横山委員 私の言つているのは、鐵治さんもう一回ひとつ第一条を通訳してもらえば、私の言う鐵治政府委員、私の言つているのは、鐵治さんもう一條の中には人つていい。第一条の中に入らない。これは法入稅法だから、所得稅法だからと戒めるという、その歴史的な立場といふものが第一条の中には人つていい。第一条の中に入らない。これは法入稅法だから、所得稅法だからといつて泉さんは、それは通則法にうたうべきだ。ここまで泉さんはぼくは同感なんだ。ぼくはこれは通則法の問題でない。税法の基本的問題を定めるには、租稅基本法の立場である、こう言つて悪いことではない。そのことは、國民が納稅をするのは憲法に基づく、憲法はこれ以上取つて悪いわけです。あなたは内容いかんだと言つた

ども、泉さんは通則法ならうたえると云ふ。そうでしょう。

○銀治政府委員

これは人おののの考え方であります、私はこの法律によつてそのあなたのつ

しやる気持ちは出でると思います。ただここへ義務の履行と書いてあるのだから、何でも国民に義務を履行させるのを目的にしておるようと思われるけれども、これは適正なる履行ですから、義務といえば履行は当然ですから、適正に税金を納めてもらうようにここで定めたものだ、こう読んでいただきたいと思うのです。義務の履行といふのならば、国民にしているのでないか、こういう考えから出てきておるようですが、決してさようなものではないと思います。それは憲法に定められたる義務でございますから、義務を適正に行なつてもうらう。いわゆる履行と、いふことはがそこに出たのでありますし、義務と履行といふからといって、國民からこれを取るだけを目的にしておるものだという考えではない。適正に行なわれると私は確信いたします。

○横山委員
あらわれておらないと思う。あなたは法曹関係の専門家で、弁護士さんで、國民の権利を守る立場に生涯を尽くしてこられた方と思うのです。いまだま政務次官になつて、自分の反骨精神といいますか、國民の権利を守つてきた人生を、そこにすわつておるがために、この場のがれとは失礼ではあります、この場を過ごすためにおつしやるわけではないとは思うが、いま徵稅上における國民の不満なり、苦情処理機関の問題なり、あるいは税理士制度に関する論争なり等から考えますと、やはり税法の中を貫くものの権利を守つてやる、取るべきものは取るのだけれども、逸脱行為は戒める。こういう立場というのが徐々にこの税法の中に通つてしまふと、徵稅行政自身もよくならないと考える。少しつつ戦後の混乱期からノーマルな状況になつたのですから、権力を持つておる機構の逸脱行為を少しずつ

つ戒めていくといふものの考え方、それは歴史的にわれわれの先祖が体験してきた問題ですから、この思想というものを入れていかなければいけませんぞ。特にあなたはそういうことを主張する絶好の立場であり、経験者である。それを泉さんよりもつとひどいことを答弁しておつたのは困る。これは意見であります。十分にひとつ心得てもらいたい。

○銀治政府委員

本法の精神はあなたの言われる

とおりです。またそらあらねばならぬし、そうあらといつて、國民からこれを取るだけを目的にしておるものだという考えではない。適正に行なわれると私は確信いたします。

○横山委員
君からしばしばいろいろな条項を題材にして政府にただしておりますことは、いわゆる税務署長に対する自由裁量の問題であります。あるいは政府に対する政令で定めるという自由裁量の問題であります。この裁量が、納税者に端的に言わせますと、税務署のさじかげんといふことに表現せられることであります。われわれは本委員会においてこの法案を審議するに際しては、政令を出さなければわれわれの審議の責任が尽くせぬといふことについては、政府側も趣旨感であるが、事務的にはなかなか困難である。したがつて結果的にも、政令をもつてしてもやはり税務署長の裁量、

あるいは末端の税務職員の判断にゆだねられるところが非常に多いのです。この点についてもは厳に戒めなければならぬし、あとう限り法規裁決の立場であり、経験者である。それを泉さんよりもつとひどいことを答弁しておつたのは困る。これは意見であります。十分にひとつ心得てもらいたい。

○銀治政府委員

これは先日からしばしば論議さ

れたところでございまして、政令にいたしまして

も通達にいたしましても、法律の精神を逸脱したもののが出でてはたいへんございます。もちろん法

律を忠実に履行することのためにでなければならぬものだと確信いたしております。したがいまして本日もすいぶん議論いたしましたが、政令に

たしましても通達にいたしましても、立法者のあなた方に、できるだけひとつ試案をよくお目にかけた批判をしていただく。でき得るものならば、事前にお目にかけるほうがいいと思いますが、事務上できることもあると言いますから、しかし精神はさうでなければならぬと思います。ただ通達を受ける者も、先ほど来言われた税務署の下の者ですから、もし人間ができるおらなかつた通り、正当な知識がなかつたりすると、少々乱暴に通達を取り扱つたりすることがなきにしもあらずと思いますが、この点は上におる者は謙虚にこれ

を考え、そして常にこれを訓育し、しこうして間違いのないように指導していく。この精神を持つていかなければならぬことは、もう御説のとおりだと深く私は考えております。

○横山委員

私の記憶するところによれば、これ

はかつて同族法人だけじゃなかつたですか。今度は一般法人にこの問題を広げるわけですか。

○泉政府委員

法人の収益状況など特殊な状況を考えて、収益があまりないにもかかわらず、役員に対して過大な報酬を払つておれば、それは不相当なものと認められる趣旨を規定いたしておるのであります。

○横山委員

私の記憶するところによれば、これ

はかつて同族法人だけじゃなかつたですか。

○横山委員

この「不相當に」ということが、い

ま読み上げられました規定によつても、これは判

断のつきかねることで、前線にいる税務職員の判

断、あるいは税務署長の判断にゆだねられてお

ることがほとんどござりますね。その規定以外に

どういうふうなものさしがあるか。ほとんどこれ

は前線にゆだねられて、税務職員が不相当だと思

は不相当だ。一方的な判断にゆだねられるとい

えば不相当だ。

うことになつていては、ありませんか。

○泉政府委員

それはそうではないのであります

て、いま読み上げましたように判断の基準は、一

つはその「当該役員の職務の内容、当該法人の收

益及びその使用者に対する給料の支給の状況」

これに照らして「当該役員の職務に対する対価として不相当地高額である」かどうかという判断をするわけでありまして、使用人にはほとんど給料を払わぬで、役員だけが報酬を取つておる。そういうことは「不相当」であります。それから先ほど申しましたように、収益がないのに役員が報酬を取つておるとかという基準もあります。それからいま一つは、当該法人と同じ基準もあります。それから他の法人で、その事業規模が類似するものについて役員に対して報酬を支給している状況がどうか。そういうほかの法人でどの程度の役員報酬が支給されているか。同じ事業を営む同じ規模のもの、それと比較して不相当地高いかどうかといふ、こういう判断の基準があるわけでございまして。決して税務署長なりあるいは役員がかつてに不相当地高いという判断をするものではございません。基準に照らして判断するわけであります。

○横山委員 実際問題としては争いはすでにあります。決して税務署長なりあるいは役員がかつてに不相当地高いという判断をするものではございません。基準に照らして判断するわけであります。

○鐵治政府委員 これはおっしゃるとおり、なかなかこの認定は容易なものではございません。先ほど来て平岡委員が言われた地価ですか、地価を定めると、ということも同様でございますが、そうおろそかに決定できるものではございませんので、これはやはり先ほど私が申しましたように、この認定に当たる者は、非常な社会的経験を持つた者、しこうしていろいろの方面の知識を持った者でなければならぬと思うのであります。さらにその上に、上にある者が誠実にこれを指導するという以外にはなかなか、すぐこれでびしやっときめるものではないと思いまするので、この点はよほど上にある人々が誠実にこれを指導して、間違いないようとするという以外にはないものだと考えております。

○横山委員 上における人というのは税務職員ですか。

○鐵治政府委員 いや、税務職員を指導する者であります。

○横山委員 その点について某さん、よろしいですか。乱用を特に戒めよ、こう鐵治さんは言つていらっしゃるのであるが、そういうふうに指導していただけますか。

○喜多村説明員 現在の運用といたしましても、いまでに政務次官がおつしやつたような方針で運用しております。今後ともそうした方針で進めたいと思います。

○横山委員 現在はだめだから言つておるのであつて、現在うまくいっているならそんなことは言いません。

て、その社長によって運営されているというのと、社長は名義だけで遊んでおるという人がいる。それを一体、評価はするのだろうが、職務の評価はどうして行なうか。税務職員がどのようにして職務の評価がうまくいくか。この「不相当」ということばは、きわめて抽象的なことばではあるけれども、きわめて乱用されておる。抽象的な評価はどうですか。

○鐵治政府委員 これはおっしゃるとおり、なかなかこの認定は容易なものではございません。先ほど来て平岡委員が言われた地価ですか、地価を定めると、ということも同様でございますが、そうおろそかに決定できるものではございませんので、これはやはり先ほど私が申しましたように、この認定に当たる者は、非常な社会的経験を持つた者、しこうしていろいろの方面の知識を持った者でなければならぬと思うのであります。さらにその上に、上にある者が誠実にこれを指導して、間違いないようとするという以外にはないものだと考えております。

○横山委員 賞与引き当て金につきましては、おっしゃるどおり当期の業績いかんによって、賞与を支給する額は違つてくるわけでございます。そこで会社としては、合理的計算に基づいて、当期はどの程度賞与を支給したい。については、たとえ九月末決算のときには一賞与を支払うのは十一月あるいは十二月であります。しかしその場合に、九月決算で賞与引き当て金をとつておらないと、実際十一月あるいは十二月に支払うときに、そこではどうに付けておらぬか。そこで引き当て金を設ける場合、その九月期の業績によって払うわけでありますから、引き当て金をとつておらないと将来、企業経営上困つていく。そこで引き当て金を設けるわけです。そこでその引き当て金を設ける場合、どういうふうにするかということになりますと、当期の業績を基礎にして、その基準をどの程度にするか。それはもちろん当期の業績を基準にして会社としては引き当てるが、ふつて金をとつておらぬか。そこでは、やむをとつておらぬといふことはない。払つておる。払つておるが、自分がどのくらい持つのが正しいか。それはある意味においては、その人の能力にも関係するので、まるきり全力をあげて商売をやつておる。そつておるのあります。

五十四条（賞与引当金）
 （青色申告書を提出する内国法人が、その使用人及び第三十五条第五項（役員賞与等の損金不算入）に規定する使用人としての職務を有する役員に対して支給する同条第

四項に規定する賞与（以下この項において「賞与」という。）に充てるため、各事業年度において損金経理により賞与引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、これらの者にて支給された賞与の額及び同日の属する年の前年において同日までに支給された賞与の額を基礎として、どこであります。この前年のものを基礎にするという根拠は一体何であるか。こどこの問題は、その業績に応すべきものであつて、前年を税務署が基礎にするものではございませんが、どうですか。

○横山委員 基礎として」というのは、もちろんそれ以上動かないということではないけれども、この法律の企図するところは、本来ならば基礎としてということではなくて、一つのよりどころといふか、どうも法律の文章としての基礎というのは、アローバンスがあまりにも少ないような感じがする。本来業績賞与というものは、業績に応するものであるから、この期が非常にうまくいつている、あるいはうまくいっていないという賞与ですか。幅があるはずです。この「基礎として」ということばが、そういう幅がないように考えられる。基礎としてということばに少し問題があるのではないか、こういう意味で言つておるのです。

○横山委員 賞与はその期の業績を基礎に出す、これはお話をとおりでございます。したがつて前年実績の基準だけでやつしていくのは、実情から言ふと合わない点がありはしないか、そういう心配はございます。しかしながらそれでは賞与引き当て金をとる場合の基準をどこに求めるべきかということになりますと、先ほど申し上げましたように、当期の業績を基礎にしてということになりますと、ぐるぐる回りになつてしまらない。やむを得ず前年の賞与を支給した一人当たりの実績である。人がふえれば当然金額としてはたくさんにならざるを得ない。したがつて前年支給しましめた従業員一人当たりの支給額を基準にして、この引き当て金を定めたい、こう考えておるのであります。お話のように当期の業績を基礎にするようになりますと、ぐるぐる回りになつてしまらない。この従業員に対して一人当たり幾ら支給しておつた得ず前年の支給実績を基礎にしますと、ぐるぐる回りになりますと、やむをとつておらぬといふことで、やむを得ずこういう基準をつくるれば、一番妥当な姿になるかと思ひますけれども、それはぐるぐる回りになつてしま

〔委員長退席、藤井委員長代理着席〕

○横山委員 私の言う意味がわかりますね。基礎としてというのを、幅が少な過ぎるよう解釈をしてはならないという点については同感ですか。

○泉政府委員 幅がなさ過ぎるというのはお説のとおりであります。あまり幅を設けるわけにまいりかねるのであります。これはもういま申し上げたことでありますから繰り返して申し上げませんが、したがって賞与引き当て金として設けるのは、いま申し上げました前年に支給された賞与の額を基礎として限度額をきめられる。その範囲の限度しか認め得ないということになるわけあります。

○横山委員 次に、更正及び決定の点について通則法にわたって聞きたいのですが、通則法の十九条では修正申告をうたつておる。つまり私の言いたいのは、十九条で修正申告、納税者がおれが申告したのは間違つておつた、もう少し税金があつてよかつたという修正申告においてはいつでも出でよかつたといつても出され。けれどもおれは間違つておつた、もう少し税金が少なくていいはずだ、こういう点について

は二十三条の更正の請求、減額であります。これが一ヶ月以内でなければならぬとますね。私はどう考へてもこの理論については、どうもいまの税法では首肯できない。おれが間違つておつたからもう少し出さなければならぬと申す。私が申告をうたつておつたからもう少し出さなければ困るという意味のいうのなら、二年たつても三年たつてもいい、言つてこい。けれどもおれが間違つておつたから税金を減らしてもらわなければ困る。これが更正請求については、一ヶ月以内でなければそ

うことを言う権利がない。あとは税務署長が自由裁量で誤謬訂正でやる余地は残す。この論理は一体どういうところから出てくるのであります。

○泉政府委員 納税というものは、税法にきめられた額どおり納めればいいので、それをこえて納める必要はないし、またそれより低く納めるのは困る。これは横山委員御承知のとおりだと思います。そこで納税者が申告納税いたしま

たところが、あとで計算し直してみると、先に申告した計算が誤りであったということになりますと、更正の請求が認められるわけがありますが、しかしそれをいつまでも更正の請求ができるのだと、いうことにしておきましては、申告をするときに適切な申告をしないでやるということになります。本来申告書を出すということは、自分はこれだけの納税義務があると確信して出すわけありますから、それを自分の計算が間違つておりましたから、あれは減らしてくださいといふのは、一定の期限に限らざるを得ないと思いまして。しかしながら自分が計算したのが間違つておつたから、もととたくさん納めたいと、いうことがございますれば、それはいつでもよろしい。これはいわば税務署のほうで更正のために調査に行く前であれば、あやまちを改めるにはかかるとおもつたから、もう少し税金を納めたいと申告をうして同時に過少申告加算税につきましては減額をいたします。こういうことでござります。

○横山委員 委員長の顔を見ていると、これはまずい答弁をしておるなといふような顔が見える。もう一言言いますがね。これはきわめて通俗的、常識的な問題です。自分が申告をする。間違つておつたと気つく。これは純粹な意味で限定されはおまえ、間違いではないか。それならといふべきで、間違いがあるからといっておつしゃつておる。それをしておる。それからおれは間違つてしまつたときの常識で答えます。これは実際取り扱いの関係からではないですか。まず不服のある者は言うてこなからうと思うのです。税務署で調べた結果、これはおまえ、間違いではないか。それならといふべきで、間違いがあるからといっておつしゃつておる。それからおれは間違つてしまつたときの常識で答えます。これは私は心得えます。これからこつちで調べてみて間違いがあると思います。

○横山委員 そこで銀治さん、最初にあなたに金を押したじやないですか。納税者の権利を守れ、趣旨には同感だとおつしゃつておる。明らかにその人は自分分の計算で、計算が間違つておつたのですよ。間違つておつたから税法からうなれば取らるべきお金は、もう少し税金が安くてもよかつたという問題は一ヶ月以内に言つてこない、おまえの権利はない。こんなかってな理屈がどこにありますか。かつて過ぎると私は思う。これは理屈抜きですよ。理屈抜きで、一ヶ月過ぎて私の計算が間違つておつた、ないしはこういう点がうつかりしておりましたから、だから税金をまけてい

ただくことになりますからよろしくお願ひします」と言つて、一ヶ月過ぎたからおまえの権利はない。どういう手があるか。税務署長に併んで頼んでもいいかね、納めるべきものを少なく書いて出したのも間違つたならば、納めぬでもいいものを書いて出したのも間違つたんです。税法の上からいえばいずれも間違つてございますから、訂正すべきものなんです。そこでどっちを先にやるか、こういったのも間違つたんですね。どうも私は事務の取り扱いの問題だとと思うのです。あなたのおつしゃつておいましたからもつとふやして出しますと言つて、自分から進んで行く者はおそらくながるうとございますれば、それはいつでもよろしい。これでも、一定の期限を限らざるを得ないと思いまして、しかしながら自分が計算したのが間違つておつたから、もう少し税金を納めたいと申告をうして納めたいとおつしゃればそれは認めます。それはいわば税務署のほうで更正のために調査に行なからうと思うのです。まず不服のある者は言うてこなからうと思うのです。税務署で調べた結果、これはおまえ間違つておる。それからこつちで調べてみて間違いがあると思います。

○横山委員 そこで銀治さん、最初にあなたに金を押したじやないですか。納税者の権利を守れ、趣旨には同感だとおつしゃつておる。明らかにその人は自分分の計算で、計算が間違つておつたのですよ。間違つておつたから税法からうなれば取らるべきお金は、もう少し税金が安くてもよかつたという問題は一ヶ月以内に言つてこない、おまえの権利はない。こんなかってな理屈がどこにありますか。かつて過ぎると私は思う。これは理

し税金を納めてもいいのだというやつはいつでもない税金を取られる事になった。これは直しが以上取つてはいけないということを貫け、趣旨には同感だとおつしゃつておる。明らかにその人は自分が間違つておつたから税法からうなれば取らるべきお金は、もう少し税金が安くてもよかつたという問題は一ヶ月以内に言つてこない、おまえの権利はない。こんなかってな理屈がどこにありますか。かつて過ぎると私は思う。これは理

し税金を納めてもいいのだというやつはいつでもない税金を取られる事になった。これは直しが以上取つてはいけないということを貫け、趣旨には同感だとおつしゃつておる。明らかにその人は自分が間違つておつたから税法からうなれば取らるべきお金は、もう少し税金が安くてもよかつたという問題は一ヶ月以内に言つてこない、おまえの権利はない。こんなかってな理屈がどこにありますか。かつて過ぎると私は思う。これは理

し税金を納めてもいいのだというやつはいつでもない税金を取られる事になった。これは直しが以上取つてはいけない

から言ってくるやつだと言うが、そうでない、納税者側の権利を一ヶ月以内で請求してもらう。こちらも一ヶ月ならまだいいです。両方とも一ヶ月ならばまだ想すべき点がある。こちらはいつまでたってもよろしい、言ってよい。こちらは一ヶ月以内に言ってこなければ、おまえの権利は知らぬ。そうして税法以上に税金を取ってしまう、そういうことになる。ただその場合に陳情すれば、が、おれのやり方の間違いだったという立場において処理されるものだ。おれの間違いとは何だ。本来納税者の間違いではないか。それをおれの間違いと言ふ以上はおまえさんと、こういうことになる。よくないことになる。恩に着せることになる。雰囲気がよろしくない。納税者は権利が剥奪されて、哀訴願といふ状況に一ヶ月過ぎたら一変する、こういうことはいけないと私は言つておるので。

○泉政府委員 おこなはではござりますが、減額更正の請求は、税務官署の事務処理の関係上、権利として認められるのは一ヶ月以内に限るということにしておるのござります。横山委員の一ヶ月が短いかどうかという点については、いろいろ御意見はあるかと思います。しかしながらこれは実情を申し上げますと、過去にいろいろな実例があつたのでございますが、具体的なお名前は省略させていただきますが、法人税の申告をするときには過大に申告をしておきまして、会社の業績決算のほうは低い上昇を計上してあるのだから返してください、このほうだけは過大に報告しておいて、従業員には、決算にあるとおりこの会社はもうかつていなかつたから、賞与もやれませんというようなことで、渋いことを言つておいて、實際は税務署には納める。しかしそれには過大計算がしてありますから、そうするとあとになつて、あれは架空売り上げを計上してあるのだから返してください、こ

う言つてこられるのであります。しかしそれは会社の本来の決算と税務署の申告との間に、関連が十分になればならぬのであります。それを無視したような、申告の際だけ当然否認すべきよう苦情申し立てとして税務署長が誤謬訂正で直すという手がある。しかし誤謬訂正というのは、お互に知つておるよう、税務署長なり担当者が、おれのやり方の間違いだったという立場において処理されるものだ。おれの間違いとは何だ。本来納税者の間違いではないか。それをおれの間違いと言ふ以上はおまえさんと、こういうことになる。よくないことになる。恩に着せることになる。雰囲気がよろしくない。納税者は権利が剥奪され、哀訴願といふ状況に一ヶ月過ぎたら一変する、こういうことはいけないと私は言つておるので。

○泉政府委員 おこなはではござりますが、減額更正の請求は、税務官署の事務処理の関係上、権利として認められるのは一ヶ月以内に限るということにしておるのござります。横山委員の一ヶ月が短いかどうかという点については、いろいろ御意見はあるかと思います。しかしながらこれは実情を申し上げますと、過去にいろいろな実例があつたのでございますが、具体的なお名前は省略させていただきますが、法人税の申告をするときには過大に申告をしておきまして、会社の業績決算のほうは低い上昇を計上してあるのだから返してください、このほうだけは過大に報告しておいて、従業員には、決算にあるとおりこの会社はもうかつていなかつたから、賞与もやれませんというようなことで、渋いことを言つておいて、實際は税務署には納める。しかしそれには過大計算がしてありますから、そうするとあとになつて、あれは架空売り上げを計上してあるのだから返してください、このほうだけは過大に報告しておいて、従業員には、決算にあるとおりこの会社はもうかつていなかつたから、賞与もやれませんというようなことで、渋いことを言つておいて、實際は税務署には納める。しかしそれは過大計算がしてありますから、そうするとあとになつて、あれは架空売り上げを計上してあるのだから返してください、こ

う言つてこられるのであります。しかしそれは会社の本来の決算と税務署の申告との間に、関連が十分になればならぬのであります。それを無視したような、申告の際だけ当然否認すべきよう架空売り上げを計上して一応申告しております。そして従業員には賞与をやらぬということをしておいて、あとになつて返してください。いつまでたつてもそれは返すのだということでは困るのであります。やはり納税者は自分の責任において正当な税額の計算をして申告をしていただき、これがたてまえであります。本来自分が計算して金額が多過ぎるということは、何らかの意図的なことがない限り、そういうことはあまりないのであります。そこでそういうことで減額更正の請求をするのは一ヶ月以内に限ります。しかし世の中にはいろいろな事態がござりますから、一たん契約が成立してやっておったものが、あとになつて裁判上問題になつて、それが契約が成立しなかつたというようなことがござります。そういうふうになりますれば、あとになつて、一ヶ月を過ぎたけれども、あのときの売り上げに計上したのは、あれは入らないことになつた。したがつてあれを減額してもらいたいという場合がござります。横山委員は一ヶ月を過ぎると税務署に對して哀訴願しなければならぬと、いうようなおことばございましますが、それは税務職員をあくまでも昔の悪代官的な考え方をしておられるからそちらであります。それで、それはそういう者がおるに違いございませんか。そういう者がおつたら、これはひとつよく上へりおるよう言われました。そこではございません。だいぶ変わっています。何万人おる中に、それはそういう者がおるに違いございませんか。そういう者がおつたら、これはひとつよく上へりおるよう言われました。そこではございません。だいぶ変わっています。何万人おる中に、それはそういう者がおるに違いございませんか。それから先ほど税務署で悪代官のような者ばかりおられるように言われましたが、そこではございません。だいぶ変わっています。何万人おる中に、それはそういう者がおるに違いございませんか。それから先ほど税務署で悪代官のような者ばかりおられるように言われましたが、そこではございません。だいぶ変わっています。何万人おる中に、それはそういう者がおるに違いございませんか。

○横山委員 おこなはではござりますが、減額更正の請求は、税務官署の事務処理の関係上、権利として認められるのは一ヶ月以内に限るということにしておるのござります。横山委員の一ヶ月が短いかどうかという点については、いろいろ御意見はあるかと思います。しかしながらこれは実情を申し上げますと、過去にいろいろな実例があつたのでござりますが、具体的なお名前は省略させていただきます。御心配は要らないと存じます。

○横山委員 泉さんがそうおっしゃるなら、私もこう言いますがね。いまでも税務署は納税者を犯罪者扱いにしておる。納税者というものは脱税すべきものだとおる。その考え方でやらぬといつかぬのだという考え方があると私は言い返しますよ。そういうことをおっしゃるなら、泉さんはい

ます。具体的に悪質な例をあげて私に答弁をされた。

○横山委員 昨日来、あなたの主張ですか

十一條では、判事を押さない者は一年以下の懲役または二十万円以下の罰金に処する。この問題、私はきのうもう一度よく考えてみた。私の言う

ことについて、あなたはいつでも言つてこい。税金がま

かることについては一ヶ月しかいかぬということ

は、どう考へても論理に合わぬ。私はいま、大臣

は野党であるから、政府の言つておることについ

ても一理はないかと考えてみた。しかし考へた結果、私はこういう結論です。それは税法でこうい

うことを書くべきではない。税法は何のために申告書を提出させるか。これは申告が適正であるこ

とを望んでおる。しかしながら自署及び押印を求めてるのは、これはある意味では訓示規定である。

精神規定である。もしそうでないとするならば、申告書の効力に影響を及ぼさないと断るのがおかしい。そうでしょう。自署押印し、けれども自署押印したと申告書が間違つてゐるか、あるいはそれを法的に尊重するかしないかは関係ない。関係ないけれども、自署押印しなかつたならば、一年以下の懲役または二十万円以下の罰金だ、こうすることを税法の中で一緒に並べておく必要がある。かりに自署押印でないとすれば、私文書偽造だと公文書偽造とかいつて別の法律によつて律すべく問題であつて、税法の中で、税法の必要がない——必要がないと言つてはちよつと言つ過ぎであります。申告の効力に影響を及ぼさないと断じておりながら、自署押印をしなかつたからといって一年以下の懲役、二十万円以下の罰金というのはところが違う。罰則のところが違う、私はこういう結論に到達した。だから、必要であるならばよそのところでやるべきであつて、よその法律で私文書偽造とかなんとかいうことにするべきであつて、税法の中でこれを法規すべきではないと、こういう結論です。御意見いかがですか。

○横山委員 昨日来、あなたの主張ですか

がら、私も非常に重く考へてみたのであります

が、どうしてわれわれと考へ方が違うのだろうと思つて考へました。結果、この「影響を及ぼすもの

と解してはならない。」というこのことばのとり方の違ひではないか、こう思うのです。どうも横山

委員の言われるところを聞いてみると、「影響を及

ぼすものと解してはならない。」ということはあるともなくもいい、こんなものはどうでもいいのだ、こう書いておるではないか、どうでもいいのだと言つていながら、罰則のところでこれを罰するとは何事だ、こういう議論のようですが、そうではないのです。それは署名捺印はなくてはいけないのです。署名捺印がなくてはほんとうの申告書ではないのです。ほんとうの申告書ではないのがあるけれどもこれできめられるのだぞ、署名捺印をしなくともその納税をきめるということに影響を及ぼすものではないのだぞ、こう言うておるだけだ。申告書そのものは要らぬことになつたのではない。不完全ではあるが、それをもつて申告したものとして納税の決定をするぞ、こうしたことなんです。この規定はそれだけございまます。それから罰則のところへいけば、不完全なものを完全なものにせいというのに聞かないとすれば、それは税法の要求するものを拒むのだから、それに對しては制裁を加えなければならぬ、こういう考え方でやつておるので、両方區別して考えていただければおわかりいただけると、きのうから考えたのです。

○横山委員 一年以下の懲役、二十万円以下の罰金は重罪ですね。あなたも御納得のとおり、われわれ法務委員としては重罪ですよ。それはどの罰則をつけるのにかかわらず、所得税法には罰則がない。税理士法も自署押印を求めていたが罰則がない。それほどまで法人税法の申告と所得税法の申告とは違うのか。申告書の価値というものは法人税と所得税の申告とで、一年以下の懲役、二十万円以下の罰金、オール・オア・ナッシングほど違うのか、この点はどうです。

○鐵治政府委員 罰則が重過ぎるかどうかということは、これは別の問題でございまして、それは考

考えなければなりませんけれども、私のいま言ふとするとることは、申告書には署名捺印すべきもの

だというにもかかわらず、おれはいやだ、そんな署名捺印はせない、こういうものをほつておいていいかということになりますると、やはり何かの機関がいわゆるシステムティックにやることが法制を加えなければならぬということです。

それから法人と個人と違うのはどうだとおっしゃいますが、法人といふものは、それぞれ人の一番の目的なんですから、それにもかかわらず、それぞれの機関があるにもかかわらず、ことさらそういうことを拒むということは、どうも個人の場合よりか罪重しというはかなない。そういうことでやつたものと心得ます。

○横山委員 泉さん、どうですか。こういう問題は從来からある法律ですから、あなたのほうとしてもことさらこの際に検討をなされたわけではないのです。不完全ではあるが、それをもつて申告したものとして納税の決定をするぞ、こういうことなんです。ですから先ほどの問題でも同じことでございまして、この問題でも同じことですけれども、私は罰則をつけるなら、法人税法、所得税法との均衡論といふものがある。これはオール・オア・ナッシングですから、どういう機縁でこの罰則がついたか知りませんが、罰則をどうしてもつけるというなら、これははかの法律にゆだねるべき事項ではないか、私はこう思うわけです。ですからこれは

今回特につけた法律ではないにしても、この機会に将来の検討事項として出すべきところが多くあるではないか、こう私は思うのです。どうです。

○泉政府委員 この規定につきましては、先ほど政務次官からお答えになつたとおりでございますが、所得税法のほうに自署押印の規定がなくて、したがつてその罰則の規定もない。これは所得税の執行の代表者はそうでないといひのであります。本来の申告書そのものとの関係がないわけであります。そこで罰則まで強制するのは適当でない。しかし業務執行の代表者はそんでないといひのであります。

それから「申告の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。」というのは、これは念のための規定であります。不完全な自署押印のない申告書が出されましても、しかしそれによつて無申告である。完全な申告書が出ていないのだから罰金を適用云々は別としても、一そつ酷な扱いをするがつて不完全な申告ではあるけれども、出された申告については、申告書としての効力は認めます。期限内に出したものであれば、期限内申告書として扱います、こういうことを言っておるにす

注意を持って業務の執行をやつていただきかなければなりません。

この点についてはお話のとおり、從来からある規定であります。しかし自署押印をしないで、自分のところの法人税の申告は

どうなつているのかわからないというような状態

では、困るわけでありますので、業務執行の代表者に確定決算に基づいて計算してできている申告書に必ず自署押印をしていただき、そして適正

で規定が設けられているわけであります。したがつて、その違反に対して罰則の適用がある。その罰則が重いか軽いかということにつきましては、いろいろ御判断があろうと思ひます。秩序罰としてこういふ罰につきましては、みな一律に規定が定められているわけであります。

それから税理士さんの場合には、税理士さんも申告書に署名押印をすることになつていますが、そ

の場合に税理士さんの場合にはなぜ罰則規定がな

いか、これは税理士さんの場合に罰則規定を設けない。自署押印せよということに対しても、自署押印しなかつたということは、別に偽造ではないわ

けです。したがつて税法上自署押印すべしと言つておるのでありますから、この罰則を税法に設けたところ、これは差しつかえないことと思ひます。

ただその罰則の、一年以下の懲役または二十万円以下の罰金が、ほかの罰則規定との関連において重いかどうか、これについてはなお検討の余地があります。

あらうかと存じております。

それで、本来会社の申告書であります。本來

税理士さんはその会社の申告書作成に関与したことでも、自分がそこに関与したということ

で署名押印を求めるものであります。本来の申告

書そのものとの関係がないわけであります。そこ

で罰則まで強制するのは適当でない。しかし業務

執行の代表者はそんでないといひのであります。

それからこの規定につきましては、先ほど

十年間一本件について百五十一条の違反行為がな

かつたということは、要するに死文化していると

いうことなんですよ。この違反が全然なかつたか。私はあると思う。それから自分が判こを押さないで人が判こを押した場合、この行為をした者が

といふものはあるのですから、先ほど私に反論な

さいましたけれども、それは少し誤りではなから

うかと思うわけです。私はいまこの全文改正の中

で、現実的に矛盾のあるもの、それから法理的に

矛盾のあるもの、それぞれ言つてゐるわけです。

現実的には矛盾がないといつても死文化してい

る。しかもこれは法理的に問題がある。こういう

ふうに指摘していけるわけです。したがつてこの問

題につきましては、私はどうしてもいまの御答弁に納得できません。これは論理的に法人税法の数々の矛盾として強く指摘して、将来の検討をお願いしたい、こう考えておるわけです。

次は百五十三条並びに百五十四条。この質問檢

査権については百五十五、六もそうであります。が、従来のそれと文言については一切変わりありませんか。

○横山委員 変わりないはずであります。

○横山委員 念のために伺いしておきますが、百五十三条の「法人に質問し、又はその帳簿書類の他の物件を検査することができる。」こうなつておますが、「その他の物件」とは一体どの範囲をさすものですか。

○泉政府委員 これは現行法でもそうなつておるわけですが、帳簿書類以外に取引に使われた商品であるとか、そういう種類の物件をあらわすわけでございます。

○横山委員 この法人はその該当法人であることはわかつておる。「又はその帳簿書類」「その」ですから、その法人の帳簿書類であることはわかつておる。「その他の物件」というのは、その法人の所有する物件のことありますか。

○泉政府委員 「その他の物件」は、当該法人が所有しているものは当然でありますけれども、当該法人が占有しているものも入ると解釈いたします。

○横山委員 そこで問題になりますのは、その法人はこれは特定個人であるから認識の間違いはない。その帳簿書類もまた認識の相違はない。「その他の物件」は、その法人の占有し、その法人のものである物件と認定のしようがない。これはよく調べなければ認定のしようがない。そこでここに税務官吏の裁量というものが働くのです。ここで言う「その他の物件」とは、法人の占有し法人のものになつておる物件、こう考えてよろしいわけですね。

○泉政府委員 いま申し上げましたように、その法人が所有している物件は当然ります。しかしその法人の所有にはまだ帰属しておらないけれども、当該法人が占有しておる物件も入るということもなるわけでございます。調査に来ますと、そこにある物件でございますから……。

○横山委員 この問題についてはいまのお答えで

いいとは思うのですが、現場におきましては、それがならぬというふうに思つておるのでございませんか。

○横山委員 先般私が強く本委員会でも取り上げたところでは、専門家が非常に多いです。特にその点は遺憾のないようになつたと思つた

○横山委員 それで次に質問検査権につきましては、先般私が強く本委員会でも取り上げたところでは、専門家が非常に多いです。特にその点は遺憾のないようになつたと思つた

○横山委員 それで引き出しをあけて、自分でその書類を持ち

返り、あるいは自分で裏のほうへ行って見る。あるいは主人が来るまで待つてくださいと言うのである。

○泉政府委員 おことばの中にありますと、実務をやつておりますのは、その調査の必要がありますから金庫を開けてくださいとお願いしてあけてもらうわ

けであります。またそのときに、都合であけます

がよろしくございますかと承諾を得てあける場合もあるうかと思ひます。実際の執行の場合におきましては、いろいろことばのやりとりがあるこ

とでござりますので、そのときの雰囲気などにおきましては、この法律上の逸脱行為である、こう私は言つてゐるのです。すばりと答えてください。

○喜田村説明員 現実の運用におきましては、先ほど主税局長が答弁いたしましたように、本人の承諾を得ておりますと、たとえば一番

かかるべきものであります。しかし、本人の承諾がなければ、すべて法律的に質問検査権として検査でき

ます。しからば本人の承諾がなければ、この中にたなおりし商品が入つていることは大体

はつきりしている。そういう場合に、税務官吏がそれをあけてくれと言つて、本人があくまでもあ

はつきりした例で申しますと、裏に倉庫がある。

○喜田村説明員 それはあくまでもあはつきりわかっている場

に帳簿が入つておるのがはつきりわかっている場

を、私は百歩譲つて一応了承したとしましよう。

けれども検査するところの権利は、あなたの言うところによると立ち入り権ですね。これは検査令状を持つていつた場合に、検査を拒否したという

ことです。もう一べん言ひますが、税務職員が納税者のうちへ行つて、自分で引き出しをあけ、そしてその辺にある書類を自分でとり、自分で裏のほうへかつて行く、そういうことはいえないのであります。もう一べん言ひますが、税務職員が納税者のうちへ行つて、自分で引き出しをあけ、その辺にある書類を自分でとり、自分で裏のほうへかつて行く、そういうことはいえないのであります。

○横山委員 私の言うことにまとめて答えてもらひます。もう一べん言ひますが、税務職員が納税者のうちへ行つて、自分で引き出しをあけ、その辺にある書類を自分でとり、自分で裏のほうへかつて行く、そういうことはいえないのであります。

○横山委員 これが私は論争をやつたことがあるのです。たゞ、もちろん実力行使をしてこちらは検査するわけではありませんが、本人がこれを拒否しません。

○横山委員 これが私は論争をやつたことがあります。たゞ、もちろん実力行使をしてこちらは検査するわけではありませんが、本人がこれを拒否しません。

てない。鍛冶さん、どうですか、これはとんでも

もない解釈です。そんなばかなことがあるか。

○鍛冶政府委員 この間から何べんも私、答えて

いますが、第一何でもかんでもやるということが

間違いなのでございまして、必要欠くべからざる

ことをやるというだけであります。そうであらな

ければならぬと思う。そこでそういう考え方を持つ

て税務職員に行かせるということが、指導者の一

番の任務だらうと思う。そこでいま言う実力を

持つてこっちでやるわけにいきません。これはわ

かっておる。わかっておりますが、検査を拒否し

た者に対する制裁があるわけです。だから、そこ

をあけてもらわなければならぬ、もしあげられな

いとすれば、拒否したことであなたは罰せ

られますよ、こういうことで、そこでしかたなし

にあけるというのが多いのではないか。ほんとう

に拒否したら——調べぬでもいいものを無理にあ

けると言つたらこっちが悪いのですから、さよう

なことはできるものではありません。それ以上は

裁判所の検査令状をもらつていく以外にないと思

〔時間だぞ」と呼ぶ者あり〕

○横山委員 しかしこれは与党の諸君、あなた方

も実際に体験をなさることが多いのですから、時

間がないと言いましても、こういう答弁を許して

おいて、国税庁が言つていますように、たなおろ

り、あけなければ刑罰だ、こういう言い方が事実

上許されたら、これはたいへんなことですよ。私

は、その場合において、あけてください、きょう

はどうしても困るとか、ここにたなおろし商品が

入つてないというふうに言われたならば、許し

動くという判断は間違つておる。この判断を許し

たならば、税務職員があらゆるところで、それ

じや引き出しをおれがあけます、これをもらつて

いきます、裏へのこのこかってに出かけるとい

自由な裁量が許されることになる。

○鍛冶政府委員 私も法律家ですから、そんなこ

とは申しません。みずから強制をして税務署員が

検査をする権限はありませんと申し上げておる。

ありますよ、これは私は言うておるだらうと思

う。当然だと思うのです。その次には、それでも

あります。ただし実際ににおいては、それはあ

れないとあなたは拒否したことになつて裁判

所の命令をもらって令状を持っていく以外にな

い、その考え方いくべきものである、かように考

えております。

○横山委員 鍛冶さんのところと接近してきたの

だが、そのあけない場合には制裁がありますそ

うことは、質問検査権による制裁ではないので

す。そのあとに令状を持つてきましたときに、令

状でやるという制裁がありますぞ、こういう立場

である。当然ですよ。

○喜田村説明員 先ほど申しましたのは、ちょっと

と誤解があるようでござりますが、税務官吏が

行った場合には、すべて何のものでも立ち入りがで

きる、あるいは検査ができる、こういうふうにお

どりになつたかもしれないが、そうではなく

て、必要な極端な場合を一つ例として申し上げた

のでござります。あらゆる場合に本人の承諾がな

ければ検査はできない、こういうふうにもしおと

りになるとぐあいが悪いと思いまして、一番はつ

きりした場合を申し上げただけでござります。た

とえば先ほど申しましたように、たなおろし商品

があることがはつきりわかつておる。しかし本人

がこれは絶対にあけられないと言つた場合に、こ

ちらは何の打つ手もないかと申しますと、その本

の中にたなおろし商品があるという判断が、あ

なたのほうで先に動くことに問題がある。その判

断を許したならば、この金庫の中には何かあるは

ことになつていいから、これは答えなければだ

めだ。これはいい、常識です。検査権といふもの

が違うのですけれども、明白に言われたことがあ

る。私の立場はほとんど同意されたことがあります。

○横山委員 金庫の中に入つておる、この引き出しに入つておる、

この金庫にあるという判断というものは、税務職

員の全くの独断ではないか。独断でないという証

拠が何があるか。

○喜田村説明員 金庫の中に何が入つているかわ

からない、そういう場合にはまで、これをぜひあ

けると言つてあけなかつた場合に、検査拒否犯の

成立がある、こういうことを申しておるわけでは

ありません。一番極端な例を先ほど申し上げまし

た。それについては検査拒否犯の成立があるとい

うことを御了解をいたいたわけでござります。

○横山委員 了解しない。

○喜田村説明員 あとそれ以外に、たとえばどう

いう場合があるかというと、いろいろな具体的な

実例がござります。しかしどとの場合は、全

部本人の承諾ということで片づいております。た

だ極端な場合に、突き詰めていけば、そういう検

査拒否犯の成立する場合も法律上あり得る、こう

申し上げたわけであります。

○横山委員 大臣、おわかりですね。これは具体

的なことであるけれども、全国のあらゆる納税者

とあらゆる税務職員との間に日常、常に存在する

問題ですね。そして一方では税務職員、税務行

政、税務国家権力の発動する前線なのですね。こ

の前線は常に背景に國家権力を持っているわけで

すね。納税者はその意味において必ずしも対等で

かと思う。特に私が言うのは、検査の問題です。

質問については、法律上とにかく黙秘権が一応な

いことになつていいから、これは答えなければだ

めだ。これはいい、常識です。検査権といふもの

について、非常にあいまいであります。かつて泉さ

んは私との座談会において、いまとはちょっと話

が違うのですけれども、少なくとも検査に

ついては非常にあいまいであります。いま国税庁も

おつしやるよう、検査権に直ちに刑罰が働くと

いうのは、厳に戒めなければならない。極端な例だ

とおっしゃるけれども、日常茶飯事、その極端な

例が横行する可能性がいまの理論の中にある。

なぜならば、ここにあるはずだ、この金庫の中には

はずだ、その引き出しの中にあるはずだという

のが、その極端な例なのですから、あるはずとい

うのは、何をもつて立証するかと考えますと、検

査権の運用について、厳重にこれは戒心をしな

ければならないと思いますが、大臣の御判断をいた

だきました。

○田中國務大臣 最終的には強制検査ができるこ

とでござりますから、実際問題としては、拒否さ

れたということで、その条文を発動するというよ

うなことはないと思います。しかし現実的にあり

得ないということ、また逆にいえば極端な場合

は、この条文の発動がありますよという国税庁次

長の理論にもなるわけであります。現実問題と

しては、強制検査権を最終的には持つております

から、ただ検査の場合、この罰則が適用されると

いうようなことはあり得ないし、またそのような

条文を絶えずちらつかせながら、調査をすべきも

のではないという考えには同調できます。しかし

そういう常識的な、また現実的な問題と、強制搜

査権を持たない前の調査をいたす過程において拒

否をされた場合、罰則の発動がないのだというこ

ととは別であります。でありますから、法律論か

らうれば、調査の場合も拒否に對しては罰則の適用はある、こういうことであります。現実的にそうすべきではない、こういう意味に解しておられます。

○鑑治政府委員 稅務官吏に権限があるからといつて、何でもかんでも引き出しをあけたり、これをあける、金庫を開ける、戸だなを開けるということはいけません。これはもうあなたの ott

しゃるとおり、これはいけません。いけませんけれども、現実疑いがあるにもかかわらず拒否されたとしたら、それでもそういうことをしてはいかぬかと言われば、それはやり得るのだと、こう答えるを得ないので。これはもう百六十二条の第二号にござりますから、それはやれるわけです。だけれども、そんなことはめったに振り回すべきでないということだけは、あなたのお説のとおり、私も肯定いたしました。絶対にやつてはいかぬというのではない。法律に書いてあるのだから、これはひとつ御了承願いたい。

○横山委員 百六十二条に「質問に對して」とありますとして、「これらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者」とあります。が、しかし私の言うのは、この検査というものの定義をいま論争をしておるわけです。検査の定義は何か。検査というのは自由にうちの中をかけ回って、何でもあけてやるという意味の検査ではないぞ、こう言つておるので。いいですね。その点は大臣も政務次官も御了承願いました。

最後に大臣に、もう時間的問題もありませんから一つだけ聞いておきます。簡単な問題ですが、あなたは社内預金は禁止をしたいという立場をおとりになつておる。この法律の中に、少額貯蓄非課税限度を百万円に引き上げる。これはもう時間的な問題もありましょげる。これはもう時間的な問題もありましょげる。これも本質としては政府の提案に矛盾がある。私はこの矛盾をどうお考えですかといふことと、社内預金があなたが禁止をされるという方向は、

どういうふうに具体化されますか。

○田中國務大臣 社内預金を廃止をしたいというのが基本的な考え方であります。しかし社内預

金に對しては歴史的な沿革的な問題がありますし、現実的に考えるときには、現に存在するわけであります。この存在するものは労働基準法十八条に基づいて存在するわけです。ですから、少額貯蓄非課税の制度を適用しておりますが、私はこ

の問題となるべく廃止の方向で検討したいという考え方でありますから、これ以上は社内預金を温存せしむる方向になるような恩典は与えたくない考え方でございます。

○横山委員 いま出ておるのです。五十万円を百万円にするという法律案が現にあるのです。

○田中國務大臣 それは廃止したいという基本的な姿勢と、現実的に社内預金の制度があるわけでありますから、これに對して恩典を与えないといふわけにはまいりませんので、少額貯蓄非課税の制度を適用するということとは——もう廃止をし

たいからといっていま審議会に提案しておる。労働大臣から提案をして、社内預金の将来はどうあるべきかという、まだ結論が出ておらないわけではありませんし、これを廃止するにしても一年や二年で廃止できるものではないと思ひます。やはりあ

る程度の経過規定、ある程度の経過期間が必要であると思ひます。私はやれるとしても、五年くらいの経過規定は必要だという考え方を基本的に持っておりますから、社内預金を将来廃止したいといふ考え方と、現にある、労働基準法八十八条に基づく社内預金に対し、少額貯蓄非課税の制度を適用するということの矛盾はないと思ひます。

○横山委員 時間がありまんからこれで終

りますけれども、それは矛盾はないと思つておりながら、時間的にこうなつたとおつしやるならわかるけれども、いま廃止をするといふあなたのあれはおかしい。五千万を現状どおりにとどめるというならとにかくとして、いま百万に上げる、社内預金を廃止するという矛盾につ

いては、政府側として御反省をなさるべき問題で

ある、こう考えます。私の質問を終わります。

○吉田委員長 平林剛君。
今日まで私どもとしては租税法定主義を貫くた

めに、いろいろな角度から政府に對して質問を統

けてまいりました。今度提案されてある法律案の中、たとえば所得税法では政令委任事項が二百六十六カ所、法人税法でも百二十三カ所ある。租

税特別措置法並びに整備法を含めたら、これは勧めにはまいりませんけれども、もつとたくさんあります。これらはわれわれ一切知らないで採決に付せ定しておりませんけれども、もつとたくさんある。これらはわれわれ一切知らないで採決に付せられようとしておるわけであります。これは私ども租税法定主義の原則を貫くという意味では適当でございませんので、昨日、せめて現在までに用意されておる政令について、一應われわれが目を通したい、そして議員としての職責を果たしたいたからといっていま審議会に提案しておる。労働大臣から提案をして、社内預金の将来はどうあるべきかという、まだ結論が出ておらないわけではありませんし、これを廃止するにしても一年や二年で廃止できるものではないと思ひます。やはりあ

る程度の経過規定がある程度の経過期間が必要であると思ひます。私はやれるとしても、五年くらいの経過規定は必要だという考え方を基本的に持っておりますから、社内預金を将来廃止したいといふ考え方と、現にある、労働基準法八十八条に基づく社内預金に対し、少額貯蓄非課税の制度を適用するということの矛盾はないと思ひます。

〔発言する者あり〕

○吉田委員長 お答えいたしますが、先ほどお答え申し上げましたように、通達、政令等についても小委員会で、その取り扱いその他についても検討していただきました。第二点については、通達、政令ともに小委員会で、その取り扱いその他についても検討していただきました。この二つを委員長に要望をお答えをいたして、私の意見を終わりたいと思います。

○吉田委員長 お答えいたします。ただいまの御意見につきましては、理事会でも御相談申し上げました。第二点については、通達、政令ともに小委員会で、その取り扱いその他についても検討していただきました。この二つを委員長に要望をお答えをいたして、私の意見を終わりたいと思います。

○吉田委員長 お答えいたしますが、先ほどお答え申し上げましたように、通達、政令等についても小委員会で、その取り扱いその他についても検討していただきました。この二つを委員長に要望をお答えをいたして、私の意見を終わりたいと思います。

○吉田委員長 お答えいたしますが、先ほどお答え申し上げましたように、通達、政令等についても小委員会で、その取り扱いその他についても検討していただきました。この二つを委員長に要望をお答えをいたして、私の意見を終わりたいと思います。

○吉田委員長 お答えいたしますが、先ほどお答え申し上げましたように、通達、政令等についても小委員会で、その取り扱いその他についても検討していただきました。この二つを委員長に要望をお答えをいたして、私の意見を終わりたいと思います。

所得税法案に対する修正案
所得税法案の一部を次のように修正する。
第二百二十七条の見出し中「信託等」を「信託」に改め、同条第二項を削る。

（名義人受領の配当所得の調査）
これを活用することによって、今後運営をしても

らいたいという要望をしたわけであります。これにつきましては、委員長はじめおそらく国会議員としての職責を持つ委員は、同感だろうと思うのをございまして、これについて今後どうするかとあります。むしろ委員長に對する要望と言つたほうが適当かもしません。

○平林委員 簡単にちよつと関連してお尋ねをし

ておきますから、これが活用されることによって、今後運営をして他人のために

名義人として第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等の支払を受ける者は、大蔵省令で定めるところにより、当該配当等に関する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十日までに、税務署長に提出しなければならない。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

同じ。」を加える。

第六十一条の改正に関する部分中「を加える」を「並びに」の下に「消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、」を加えるに改める。

附則第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則第五条第一項中「新法第八条の四第一項又は第三項の規定の適用に係る場合を除き」を削る。

本則に次のように加える。

附則第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則第五条第一項中「新法第八条の四第一項又は第三項の規定の適用に係る場合を除き」を削る。

本則に次のように加える。

本則に次のように加える。

本則に次のように加える。

本則に次のように加える。

本則に次のように加える。

本則に次のように加える。

本則に次のように加える。

本則に次のように加える。

○吉田委員長 有馬輝武君。

○有馬委員 日本社会党を代表いたしまして、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案の案文を読み上げ、なおその趣旨の説明をいたしたいと存じます。

附則第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則第五条第一項中「新法第八条の四第一項又は第三項の規定の適用に係る場合を除き」を削る。

本則に次のように加える。

第六十一条の改正に関する部分中「を加える」を「並びに」の下に「消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、」を加えるに改める。

附則第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則第五条第一項中「新法第八条の四第一項又は第三項の規定の適用に係る場合を除き」を削る。

本則に次のように加える。

人口の実現に、今後も政府がより一そなうの努力をされることを希望し、期待しつつ、所得税法案に対する修正案並びにこの修正案を除く各原案に賛意を表し、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案に反対の意を表して、私の討論を終わります。(拍手)

○吉田委員長 竹木孫一君。

○竹本委員 私は民主社会党を代表して、ただいま議題となりました税法関係四法律案並びに二つの修正案につきまして、前者に対しましては反対、後者に対しましては賛成の意見を表明するものであります。

まず反対の理由を順次申し上げます。

第一に、今回の税制改正による減税の程度では、とうてい諸物価の高騰に追いつくことはできず、一般労働者、中小所得者並びに中小企業者の負担は一向に軽減されないことであります。政府は、今回の所得税法の改正によって平年度九百十二億円、初年度八百二十億円の減税を行ない、また諸控除の引き上げによって、たとえば標準世帯である夫婦及び子供三人の給与所得者の場合、課税最低限度は四十八万五千円から五十六万五千円となり、中小所得者の負担は大幅に軽減されると強調しております。しかし最近における国民生活の実態を織り込んだ基準的生計費と課税最低限度とを比較してみると、すでに昭和三十九年の数字において、一人世帯で六千余円、五人家族の標準世帯では五万円余の赤字が出ておるのであります。昭和九一年当時の課税最低限度を物価指数でインフレートすると、昨日も議論になりましたように、当時は少なくとも七十四万円になる点から見ましても、少なくとも今日七十二万円までは免稅とすることが必要であろうと思うのであります。また税の累進構造の再検討、税率の改正も当然に行なうべきことでありまして、これを来年見送ったことはなはだ遺憾であります。

第二に、事業所得者については専従者控除の引き上げが行なわれ、青色申告者の場合、二十歳以上の者は十八万円、未満の者は十五万円、白色申

告者の場合は十二万円となつておりますが、この

程度では中小企業者の負担の軽減とはならないの

であります。われわれが多年唱えております小規模事業者に対する特別勤労控除制度を新設して、その所得の下積みの七十二万円までを事業主自身の

勤労所得部分として、その二五%相当額を給与所得に準じ、特別勤労控除として収入金額から控除するならば、小規模事業者の税負担は著しく軽減せられ、かつ法人企業との税負担の不均衡も是正されるものと思うのであります。

第三に、法人の留保分に対する法人税の税率を引き下げるほか、同族会社の留保所得課税の控除

が、われわれは坦率力の低い中小法人に対しまして別に税率を設け、所得百万円以下や中小企業団体等の特別法人に対しましては二三%程度の軽減税率を適用すべきであつて、また企業組合についてもこれを特別法人として課税することが適当であるうると思うのであります。また同族会社の留保所得課税の制度は廃止するのが至当と考えます。

第四に、租税特別措置として利子所得及び配当所得に對し優遇措置を講ずることとしておりま

すけれども、これは最も批判の多いところでありまして、海外においてもシャウブ教授などは痛烈にこれを批判し、また国内大学の教授の中にも、配当源泉選択制度は税負担の公平を害すると強く指摘しております。配当所得を利子所得と同様に取り扱う必要があるならば、むしろ利子所得の優遇をやめるべきであるべきであります。

以上申し述べました理由によつて、政府提案の税法関係の四法律案に對しましては、われわれは強

く反対するものであります。

なお本案に對しましては、先ほど二つの修正案が提案されましたら、自民、民社共同提案の不合法な不動産業者のあせん調査提出の制度を廢止

しようとするこの案に對しましては、私どもがね強く要望してきたところであります。また社会党提出の修正

案は、悪評高き利子及び配当所得の優遇措置を撤回するとともに、消費生活協同組合に對しましても森林組合等と同様に、留保所得の二分の一特別控除制度を設けようとするもので、政府の原案に對しまして数歩を進めたものとして賛意を表するものであります。

以上をもつて私の討論を終わります。(拍手) ○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これまで順次採決に入ります。

○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これまで順次採決に入ります。

○吉田委員長 これにて採決いたしました。

これまで、金子一平君外二十五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案を可決するに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これ可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立多數。よつて、本案は修正議決いたしました。

次に、法人大税法について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立多數。よつて、本案のとおり可決いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたしました。まず、有馬輝武君外十二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に換載〕

○吉田委員長 次会は、明二十六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時散会

昭和四十年四月三日印刷

昭和四十年四月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局